

●香川県監査委員公表第31号

平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年12月6日

香川県監査委員 林 熊
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

包括外部監査の結果に対する措置状況

1 県立高等学校等の事務の執行及び事業の管理運営について

団体名	項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
高校教育課	高等学校等奨学金貸付手続	奨学金の貸付は通常高等学校等奨学金借用書で押印されている印鑑と印鑑証明書の印鑑が同一であることを確認してから貸付を行う必要があるが、印鑑と印鑑証明書の相違により、印鑑証明書の提出前に奨学金の貸付を行っていたものがサンプルチェックをしたうち1件あった。例外的なケースを作るのは好ましくなく、印鑑証明書で印鑑を照合してから貸付を行うべきである。	奨学金の貸付に当たっては、平成25年4月に「貸付手続チェックリスト」を作成し、借用書に押印されている印鑑と印鑑証明書の印鑑の照合を行い、印鑑が同一であることを確認してから貸付を行うことを厳守するよう徹底を図った。
高松工芸高校	備品等の管理	同窓会が現物寄附した校長室の応接セットが、備品一覧表上、購入登録されていたため、現物寄附へ修正登録する必要がある。	平成24年12月に備品一覧表の取得事由欄における当初取得理由の記載について、誤って登録していた「購入」から、正しい取得理由である「寄附」へ修正登録を行った。 なお、備品等の管理に当たっては、今後とも、十分に確認し、適切に管理を行うよう徹底を図った。
丸亀高校	図書の管理	価格が3万円を超える図書の寄附があった。毎年発行しているもので年度版図書に該当するとして消耗品としているが、美術本であり、新年度版の発行により旧年度版の効用が失われる	当該美術本については、平成25年3月に、寄附採納の手続を行い併せて備品登録を行った。 今後とも図書の適切な管理に努めていく。

		ものではないため、備品とすべきである。	
多度津高校	切手（物品）の保有残高	現物調査日時点で、帳簿記録34,950円に対して現物35,670円と720円のずれがあったが、換金性があることから精緻な管理をすべきである。	県費会計で購入した切手とPTA会計で購入した切手を同一場所に保管していたため、直ちに金庫内の別々の棚にわかりやすく明記して保管するとともに、毎週末に郵便切手と郵便切手類受払簿との照合を徹底して行っているところであり、今後とも、切手の適切な管理に努めていく。
観音寺第一高校	各種手当の適切性	特殊勤務手当のうち主任手当の金額について過払が発生しているケースが見られた。特殊勤務手当の支給要件について、教員に周知徹底を図る必要がある。	平成25年5月に職員会議で、教職員に特殊勤務手当の支給要件を周知徹底した。 また、職員が、出張の申請手続を行う際に、各特殊勤務手当の具体的な支給要件を容易に確認できるよう出張伺の様式を変更するとともに、支給要件のチェックを旅費システムの入力時に必ず行うようにした。
香川中部養護学校	土地及び建物の台帳管理の適切性	土地のうち合筆されたものがあったが、土地台帳上は財産番号が従前のまま管理されており、登記簿に合うように、統合管理されることが必要である。	登記簿と合致するよう、直ちに土地台帳を訂正し、二つに分かれていた財産番号を一つに統合した。 財産に異動があった際の土地台帳への確実な登録について周知徹底を図ったところであり、今後とも、財産の適切な管理に努めていく。
	備品の管理（現物照合）	現物照合は、毎年、各部主事ごとに行い、事務担当者と出納員がサンプルベースのみ確認を行っている。出納員等により、全ての備品について、現物照合を行う必要がある。	平成25年9月に備品一覧表と現品の照合方法の具体的な手続について定めた「香川中部養護学校備品照合実施要領」を策定し、現物照合を実施する体制を整備した。 この要領に基づき、すべての備品について、出納員が計画的に現物照合検査を実施し、備品の適切な管理に努めていく。
	備品の管理（廃棄手続）	視聴覚室のテレビについては、現品が廃棄されているが、廃棄	視聴覚室のテレビについては、平成25年1月に廃棄処分の事務手

		<p>処分手続を行っていない。廃棄時の事務手続を確実に行う必要がある。</p>	<p>統を行った。</p> <p>今後とも、平成25年9月に策定した「香川中部養護学校備品照合実施要領」に基づき、計画的に現物照合を実施し、廃棄処分が必要な場合は、廃棄事務の手続を確実に行うなど備品の適切な管理に努めていく。</p>
善通寺養護学校	図書の管理	<p>セット価格にすると3万円を超える寄贈図書があるので、備品として登録する必要がある。</p>	<p>寄贈図書の画報の6巻セットについては、取得価格が3万円を超えており備品に該当するため、平成25年1月に備品としての登録を行った。</p> <p>今後とも、図書の適切な管理に努めていく。</p>
	備品の管理 (現物照合)	<p>現物照合は、毎年、各部主事ごとに行い、事務担当者と出納員がサンプルベースのみ確認を行っている。出納員等により、全ての備品について、現物照合を行う必要がある。</p>	<p>平成25年9月に備品一覧表と現品の照合方法の具体的な手続について定めた「善通寺養護学校備品照合実施要領」を策定し、現物照合を実施する体制を整備した。この要領に基づき、すべての備品について、出納員が計画的に現物照合検査を実施し、備品の適切な管理に努めていく。</p>
	備品の管理 (廃棄手続)	<p>ステレオ、オーバーヘッドプロジェクター、ビデオデッキについては、現品が廃棄されているが、廃棄処分手続を行っていない。廃棄時の事務手続を確実に行う必要がある。</p>	<p>ステレオ、オーバーヘッドプロジェクター及びビデオデッキについては、平成25年3月までに廃棄処分の事務手続を行った。</p> <p>今後とも、平成25年9月に策定した「善通寺養護学校備品照合実施要領」に基づき、計画的に現物照合を実施し、廃棄処分が必要な場合は、廃棄事務の手続を確実に行うなど備品の適切な管理に努めていく。</p>